

医療安全管理指針

医療法人豊田会 刈谷豊田東病院(以下、当院)は質の高い安全な医療を提供することを目的として、安全管理体制の強化を図るため、医療安全管理指針を策定しています。

1. 医療安全に関する基本的な考え方

- (1) 患者の安全を確保するために事故防止に努め、安心して医療が受けられるように心がけます。
- (2) 事故が発生した場合には原因分析を実施し再発防止策を構築して、その実効性と有効性を検証いたします。

2. 医療安全管理体制に関する基本方針

当院の医療安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織・人員等を配置し、別途規程に定めています。

- (1) 安全環境管理室
- (2) リスクマネジメント委員会
- (3) 院内感染対策委員会
- (4) 安全衛生委員会
- (5) 医療安全管理者
- (6) 院内感染管理者
- (7) 医薬品安全管理責任者
- (8) 医療機器安全管理責任者
- (9) 医療放射線安全管理責任者

3. 報告に基づく医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

- (1) 医療事故防止の具体的な要点を定める規程を作成し、必要に応じて修正を行います。
- (2) 医療安全確保のために、患者に実害のない事例も含めて医療事故報告を広く収集し、調査・分析に基づく改善策の策定およびその実施状況の評価を行います。
- (3) 収集された事例は、医療安全管理に資することができるようにカテゴリー化し、医療安全情報や職員用のサイトを利用して、フィードバックします。
- (4) 改善策が有効に機能しているか、チェック・評価を行い、必要に応じて見直しを図るものとします。

4. 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療人として安全に業務を遂行するためのスキルの向上や意識の高揚および医療の質の向上を図るため、職員は年2回程度開催する安全管理教育研修に必ず参加します。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- (1) 第一に患者の救命と被害の拡大防止を最優先に考え行動します。
- (2) 事故の発生に係る職員は直ちに責任者に報告し、責任者は安全環境管理室室長(以下、室長)に、室長は院長に報告します。
- (3) ご家族に速やかに連絡し、事故概要、回復措置、今後の見通しについて誠意をもって説明します。
- (4) 事故の状況や説明内容、その時のご家族の反応は詳細に記録します。
- (5) 事故の状況は経時記録を行い、事実のみを客観的にかつ正確に記録します。
- (6) 院長は、必要に応じて警察あるいは医療事故調査・支援センター等の関係機関への報告・対応を行います。
- (7) 重大な医療過誤が発生した場合は当事者のみならず病院全体で対応します。

6. 患者および家族等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針についてはホームページへの掲載等を通じて公表するものとし、患者および家族等に対して、当該指針の閲覧を求められた場合にはこれに応じます。

7. 患者および家族等からの相談に関する基本方針

相談窓口等の担当者と連携して、医療安全対策に係わる患者および家族等からの相談に応じ、病院の機能改善を図ります。

2025年9月1日
刈谷豊田東病院
安全環境管理室